

(一社)山梨県サッカー協会
指導者 各位

(一社)山梨県サッカー協会
技術委員会指導者養成部会
(公印略)

C級コーチ取得者対象 B級トライアル(リフレッシュ研修会)開催のご案内

日頃より当委員会にたいしましてご協力いただき誠にありがとうございます。

平成27年度、山梨県では公認B級コーチ養成講習会を山梨県サッカー協会で開催が決定いたしました。山梨にB級コーチ取得者を多くする絶好の機会だと考えています。そこで、B級コーチ養成講習会に向けてチャレンジトライアル講習会(リフレッシュ研修会)を開催することとなりました。つきましては、下記の通り開催致しますので参加希望者は、期日までにお申し込みをお願いいたします。

- ◇目的 ①B級コーチ養成講習会山梨FAの受講者の決定
②山梨県の指導者の資質向上
③JFA上級指導ライセンス養成講習会への受講推薦と受講者のレベルアップ
- ◆受講資格 ①C級コーチライセンス取得者
②B級コーチライセンス受講を希望しているC級コーチ取得指導者
- ◇主催 (一社)山梨県サッカー協会 技術委員会指導者養成部会
- ◆開催日時 **第1回目：2016年4月2日(土) 17:30~18:30 レクチャー**
18:30~20:30 実技：指導実践と振り返り
第2回目：2016年4月23日(土) 17:30~20:30 実技：指導実践と振り返り
第3回目：2016年5月14日(土) 17:30~20:30 実技：指導実践と振り返り
(*上記3回を通して指導実践を行いB級受講へ向けて取り組みたいと考えています。)
- ◇会場 講義：フォルトゥナ・アルプス・プラッツ内 学習支援室
実技：フォルトゥナ・アルプス・プラッツ内 人工芝G
(住所：山梨県南アルプス市上今諏訪 1230-1 TEL：055-244-5055)
- ◆参加費 **受講料：4,000円 リフレッシュポイント10P**
- ◇インストラクター JFA47FA チーフインストラクター、JFA47FA インストラクター
- ◆参加申込み **参加希望者は、日本サッカー協会公式サイトの KICK OFF よりお申し込みください。**尚、受講生の確認のため山梨県サッカー協会事務局への FAX 送信もお手数ですがお願いいたします。申込書は山梨県サッカー協会公式サイトより本講習会をクリックし詳細をご確認の上申込書をダウンロードし、YFA 事務局まで **3月25日(金)までに**、FAX を送ってください。
- ◇諸連絡 **参加される方は、実技ができる服装、シューズ・スパイクで参加して下さい。**
- ◆B級コーチ山梨FA日程 (前期)と後期)3日間(金・土・日)を4回行う予定です。
- ◆問い合わせ先 YFA 技術委員会指導者養成部会 皆川新一 携帯TEL 090-4531-6211

FAX 送付先 (一社)山梨県サッカー協会 055-267-8886
 〒409-3864 中巨摩郡昭和町押越 1500-1 押原公園内 秋山
 (3月25日までお願いします。)

C級コーチ取得者対象B級トリアルリフレッシュ研修会申込書

| | | | | | | |
|-------------------------|------------------------------------------------|------|------|-----------------|--------------|---|
| フリガナ | | | | 性 | 男 ・ 女 | |
| 氏名 | | | | 別 | | |
| 生年月日 | 西暦 | 年 | 月 | 日 | 年齢 | 才 |
| 指導チーム | | | | 種別 | 種 | |
| ライセンス 取得経歴 | D級 キッズリーダー | 年 取得 | 年 取得 | ライセンス 番号(必須) | | |
| JFA ID | J F A | | | | | |
| 現住所 | 〒 | | | TEL | FAX 携帯TEL | |
| メールアドレス 必ず記入 | 携帯メールアドレスは不可 資料等を送ります。アルファベット・数字わかりやすく記入してください | | | | | |
| 受講に関する 要望 | | | | | | |

●本研修会受講に伴う個人情報利用に関する同意書●

本指導者講習会主催者が、私の情報を、下記の利用目的で使用するについて同意します。

年 月 日

受講者 著名： _____

(直筆でサインをお願いします)

＜利用受講者情報＞

- ①氏名(フリガナ) ②生年月日 ③自宅住所(郵便番号含む) ④連絡先電話番号
 ⑤指導者登録番号 ⑥指導または登録チーム ⑦メールアドレス

＜利用目的＞

- ① 本研修会主催者が作成する受講者名簿への掲載
 ② 主催者が研修会の案内などの送付をする。
 ③ 各号所定の事項に付随関連する事項の場合

以上